２）共同企業体で申請する場合　下記の(ｱ)又は(ｲ)の条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体とする。なお、特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合は、共同企業体の構成員全員が(ｱ)及び(ｲ)の条件を満たさなければならないものとする。また、特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合は、ＰＣ橋上部工工事を施工する構成員は(ｱ)の条件を満たし、土木工事を施工する構成員は(ｲ)の条件を満たさなければならない。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

(ｱ)　開札時に、令和３・４年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「ＰＣ橋上部工工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,250点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,250点以上であること。）。

(ｲ)　開札時に、令和３・４年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち、「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,250点以上である者（上記の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,250点以上であること。）。

⑶　施工実績　平成18年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、ＰＣ上部工工事及び土木工事の施工実績を同一工事において有する必要はない。また、土木工事の施工実績はａ）及びｂ）を有するものとするが、同一工事でなくても良い。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の６以上の場合のものに限る。）

１）単体で申請する場合　ＰＣ橋上部工工事の同種工事(Ⅰ)及び土木工事の同種工事(Ⅰ)の施工実績を有すること。

２）特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体(甲型)にあっては、共同企業体を構成する代表者が、ＰＣ橋上部工工事の同種工事(Ⅰ)及び土木工事の同種工事(Ⅰ)又は(Ⅱ)の施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、ＰＣ橋上部工工事の同種工事(Ⅰ)又は(Ⅱ)もしくは土木工事の同種工事(Ⅰ)又は(Ⅱ)のうちいずれか１つの実績を有すること。ただし、代表者が土木工事の同種工事(Ⅰ)の実績を有さない場合は、代表者以外の構成員のうち１者以上が土木工事の同種工事(Ⅰ)の実績を有すること。

３）特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　特定建設工事共同企業体(乙型)にあっては、ＰＣ橋上部工工事を担当する者のうち１者以上が、ＰＣ橋上部工工事の同種工事(Ⅰ)の施工実績を有し、土木工事を担当する者のうち１者以上が、土木工事の同種工事(Ⅰ)の実績を有すること。３者により構成される共同企業体の場合、上記以外の者は、担当する工事の同種工事(Ⅰ)又は(Ⅱ)の実績を有すること。

＜同種工事(Ⅰ)＞

ＰＣ橋上部工工事　片持張出架設により架設した最大支間長70m以上あるＰＣ連続箱桁橋の工事

土木工事

ａ）１基当り底面積（作業室面積）30㎡以上あるニューマチックケーソン工の工事

ｂ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋脚の工事

＜同種工事(Ⅱ)＞

ＰＣ橋上部工工事　片持張出架設により架設したＰＣ連続箱桁橋の工事

土木工事

ａ）ニューマチックケーソン工の工事

ｂ）コンクリート橋脚の工事

⑷　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。

①　現場代理人は常駐で配置できること。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく配置ができること。

②　主任技術者又は監理技術者が、入札説明書に示す資格を有する者であること。

③　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、下記の経験を有する者であること。

１）単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成18年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事（Ａ）及び（Ｂ）のａ）、ｂ）の経験を有する者であること。なお、同種工事（Ａ）、（Ｂ）のａ）、ｂ）の施工実績を同一の者が有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

２）特定建設工事共同企業体（乙型）で申請する場合　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、それぞれ担当する工事について、平成18年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事（Ｂ）のａ）、ｂ）の施工実績を同一の者が有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

＜同種工事（Ａ）（ＰＣ上部工工事）＞

片持張出架設により架設したＰＣ連続箱桁橋の工事

＜同種工事（Ｂ）（土木工事）＞

ａ）ニューマチックケーソン工の工事

ｂ）コンクリート橋脚の工事

④　主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑥　詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

・技術士［総合監理部門：建設部門関連科目］、［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］

・技術士［建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）・（林業）、環境部門（自然環境保全）］

・国土交通省登録技術者資格［ＲＣＣＭ（道路）、ＲＣＣＭ（鋼構造物及びコンクリート）、ＲＣＣＭ（土質及び基礎）、交通工学研究会認定ＴＯＥ、１級土木技術者（交通）コースＡ、１級土木技術者（交通）コースＢ、上級土木技術者（交通）コースＡ、上級土木技術者（交通）コースＢ、１級土木技術者（橋梁）コースＢ、上級土木技術者（橋梁）コースＢ］

・ＲＣＣＭ［業務に該当する部門］（上記、国土交通省登録技術者資格以外のＲＣＣＭをいう）

・土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、１級）（上記、国土交通省登録技術者資格以外の認定技術者をいう）